

〔Ⅱ〕 治ゆ（症状固定）

1 治 ゆ

災害補償制度では、次の場合「治ゆ」といいます。

(1) 完全治ゆ

完全に治った状態のもの

(2) 症状固定治ゆ

症状が固定し、もはや医療効果が期待し得ない状態のもの

例 1 頸椎捻挫、腰部捻挫等において、しびれ、痛み等の神経症状が残っていても、単なる対症療法（痛み止めの注射等で一時的に痛みをおさえるだけの治療）のみを行う状態になったとき

例 2 素因又は基礎疾病や既存疾病（たとえば椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、腰椎分離症、すべり症等）のある職員が公務により腰痛を発症又は増悪したとして、公務災害として認定された場合に、急性期の痛みがなくなり、慢性的な痛み等が残っている状態となったとき

例 3 ウイルス肝炎にかかり、当該肝炎が慢性化した者のうち、療養の結果、肝機能検査値が改善、安定し、座位による通常勤務程度の運動負荷を与えても検査値が動揺しない状態となったとき

2 治 ゆ 後

認定された傷病が治ゆした場合には、療養補償が終了し、その際、障害等級表に定める障害が残れば、障害補償が支給されます。又治ゆ後引き続き受傷部位に残った疼痛等の症状をおさえるための治療（いわゆる「対症治療」）が行われるときは、共済組合（健康保険）の療養給付の対象となります。

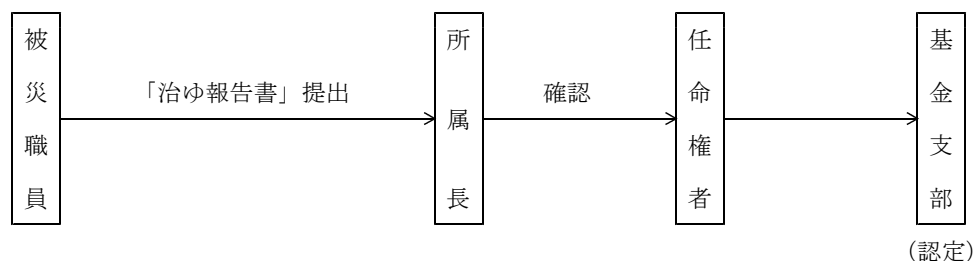
3 治ゆの届

傷病が治ゆした場合には、速やかに「治ゆ報告書」（様式あり）を所属長の確認を得て、任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

治ゆ年月日は、最後に医療機関にかかった日又は症状固定となった日を記入してください。

基金支部では、独自の調査に基づいて治ゆの認定を行う場合もあります。

以上のことを図示すると次のようになります。



各任命権者の公務災害事務担当者は、常に被災職員の療養状況を把握し、傷病が完治又は症状固定した場合には、速やかに「治ゆ報告書」を提出するよう被災職員を指導してください。